

海老名市監督員及び検査員設置要綱

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 監督員

第1節 工事請負契約（第2条―第15条）

第2節 委託業務契約（第16条―第18条）

第3節 物品供給・印刷請負契約（第19条―第21条）

第3章 検査員

第1節 工事請負契約（第22条―第32条）

第2節 委託業務契約（第33条―第41条）

第3節 物品供給・印刷請負契約（第42条）

第4章 補則（第43条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、海老名市契約規則（平成15年規則第20号）第59条及び第60条に規定する監督員及び検査員について、必要な事項を定める。

第2章 監督員

第1節 工事請負契約

（監督員及び監督補助職員）

第2条 市長は、工事の請負契約に係る監督員（以下この節において「監督員」という。）を当該工事を担当する課等の長（以下「工事担当課長」という。）が所属職員のうちから指名し、任命する。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、市の職員以外の者に監督員の業務を委託することができる。

3 工事担当課長は、必要に応じて所属職員のうちから監督補助職員を指名すること

ができる。

- 4 監督補助職員は、監督員を補佐し、監督員に事故あるとき又は監督員が欠けたときは、その業務を代行する。
- 5 工事担当課長は、市長が当該工事について監督員を2名以上定めたときは、その分担の内容を定めなければならない。
- 6 工事担当課長は、監督員を定めたときは、工事の請負契約に係る相手方（以下この節及び次章第1節において「契約者」という。）に通知しなければならない。これらの者に変更があった場合も同様とする。
- 7 前項の規定にかかわらず、設計金額が200万円以下の工事においては、契約者への通知を口頭によることができる。

（監督員の責務）

第3条 監督員は、工事の適正な施工を確保するため、契約書、設計書、仕様書、図面、工程表その他の必要な書類（以下「設計図書等」という。）及び関係法令に基づいて、必要な指揮監督及び指示並びに協議を行い、かつ、工事の進捗を図らなければならない。

- 2 監督員は、契約者その他利害関係人に対し、常に厳正な態度で臨むとともに、工事現場周辺の住民との関係に留意し、紛争等が起こらないように契約者を指導しなければならない。
- 3 監督員は、工事の施工状況を監理し、工事担当課長に工事の進捗状況を報告しなければならない。

（設計書等の送付）

第4条 工事担当課長は、契約締結後、速やかに次に掲げる書類を工事の検査を担当する課長（以下「検査担当課長」という。）に提出しなければならない。

- （1） 設計書
- （2） 仕様書
- （3） 図面
- （4） 工程表

(5) その他検査担当課長が必要と認めるもの

- 2 工事担当課長は、前項に掲げる書類（この項において「設計書等」という。）に変更が生じたときは、直ちに変更した設計書等を検査担当課長に提出しなければならない。

（工程表の作成）

第5条 監督員は、契約者と工事着手前に、施工方法及び緩急順序の打合せを行い、工程表の作成を指導助言し、管理上遺漏のないようにしなければならない。

（工事打合せ簿）

第6条 監督員は、契約者に対し、指示、通知、承諾、協議等（以下「指示等」という。）を行うときは、工事打合せ簿（第1号様式）により行わなければならない。ただし、緊急を要する場合は、監督員が、契約者に対して口頭により指示等を行うことができる。

- 2 前項ただし書の場合において、監督員は、速やかに工事打合せ簿により契約者と指示等の内容を確認するものとする。

（工事材料の検査）

第7条 監督員は、工事に使用する材料について、使用前に、その品質、数量等を検査しなければならない。

- 2 前項の材料のうち調合又は試験を要するものは、監督員が当該調合又は当該試験に立ち会い、その結果を記録しておかなければならない。
- 3 監督員は、軽易かつ僅少な材料については、事前に工事担当課長と協議し、前2項の規定による検査及び立会いを省略することができる。

（支給材料の取扱い）

第8条 監督員は、契約者に工事材料を支給し、又は建設機械器具を貸与する場合は、その都度受領書又は借用書を提出させ、その用途及び受払を明確にしておかなければならない。

（工事の立会確認）

第9条 監督員は、次の各号のいずれかに該当する工事は、当該工事の施工に立ち会

わなければならない。

- (1) 材料の調査を要する工事
- (2) 水中又は地下に埋設する工事
- (3) 完成後、外面から確認することができない工事
- (4) 段階確認を行う必要がある工事
- (5) その他立会いが必要であると市長が認めた工事

2 監督員は、前項の規定による立会いについて、設計図書等に明示しなければならない。

3 監督員は、第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により、工事の施工に立ち会うことができないときは、契約者に対して、施工の適否を確認できる写真その他の方法で記録しておくことを指示しなければならない。

4 監督員は、第1項各号に該当する工事において、契約者が同項の規定による監督員の立会いがない場合（前項に規定する場合を除く。）で、施工の確認ができない方法により施工したときは、工事担当課長の指示を受けなければならない。

5 監督員は、前項の規定による指示があったときは、工事目的物の一部を破壊し、当該施行の確認をすることができる。

6 監督員は、第1項第4号に該当する工事にあつては、その都度段階確認報告書（第2号様式）により検査担当課長に報告しなければならない。

（工事の促進）

第10条 監督員は、契約者が提出する工程表と工事現場の進捗状況を常に照合しなければならない。この場合において、工事が遅延するおそれのあるときは、契約者にその旨を通知し、その促進に努めるものとする。

（設計等の変更）

第11条 監督員は、設計図書等の内容について変更を要するときは、その旨を工事担当課長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 監督員は、前項の指示があったときは、設計者その他利害関係人と協議の上、設計の変更等を調整し、当該設計の変更等に必要な書類を工事担当課長に提出しなけ

ればならない。

（報告事項）

第12条 監督員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を工事担当課長に報告し、その指示を受けなければならない。

- （1） 契約者が正当な理由なく工事に着手しないとき。
- （2） 契約者が監督員の指示に従わないとき。
- （3） 設計図書等に明示されていない事項が生じたとき。
- （4） 現場代理人等が工事の施工又は管理について著しく不適當と認められ、その交代が必要であるとき。
- （5） 工事が計画工程に対して1割以上又は2週間以上遅れ、工程表の変更を要するとき。
- （6） 工事が工期内に完成する見込みがないとき。
- （7） 契約の解除又は工事の中止を要するとき。
- （8） 天災地変その他の理由により、著しく工事の進捗が阻害されたとき。
- （9） その他市長が必要と認めたとき。

（予備検査）

第13条 監督員は、契約者から工事完成届又は工事既成部分払申請書（次条において「工事完成届等」という。）の提出を受けるときは、事前に工事担当課係長又はこれに相当する職にある者（以下これらを「工事担当課係長相当職」という。）の予備検査を受け、工事完成検査又は出来高検査に必要な書類を工事担当課長に提出しなければならない。

（工事成績評定の実施と報告）

第14条 工事担当課係長相当職及び監督員は、契約者から工事完成届等の提出があったときは、完成又は出来高を確認し、適當と認めたときは、別に定める要領に基づく評定（以下「工事成績評定」という。）を行い、工事担当課長に報告しなければならない。

（願い、届出等）

第15条 監督員は、工事の施工に関し、契約者その他利害関係人から提出される一切の願い、届出等については、事実、確認、原因等を調査し、必要な意見を付して、回答しなければならない。

第2節 委託業務契約

(監督員及び監督補助職員)

第16条 市長は、委託業務の契約に係る監督員（以下この節において「監督員」という。）を当該委託業務を担当する課等の長（以下「委託業務担当課長」という。）が所属職員のうちから指名し、任命する。

2 委託業務担当課長は、市長が監督員を定めたときは、口頭又は書面により委託業務の契約に係る相手方（次条及び次章第2節において「契約者」という。）に通知しなければならない。

3 第2条第2項から第5項までの規定は、委託業務契約に係る監督員等について、これを準用する。この場合において、「工事」とあるのは、「委託業務」と読み替えるものとする。

(監督員の責務)

第17条 監督員は、委託業務の適正な履行を確保するため、設計図書等及び関係法令に基づいて、必要な指揮監督及び指示並びに協議を行い、かつ、委託業務の進捗を図らなければならない。

2 監督員は、契約者その他利害関係人に対し、常に厳正な態度で臨むとともに、紛争等が起こらないように契約者を指導しなければならない。

3 監督員は、委託業務の履行状況を監理確認し、委託業務担当課長に委託業務の進捗状況を報告しなければならない。

(準用)

第18条 第5条及び第10条から第12条までの規定は、委託業務の契約について準用する。この場合において、「工事」とあるのは「委託業務」と、「施工」とあるのは「履行」と、「工事現場」とあるのは「委託業務」と、「工期」とあるのは「履行期間」と読み替えるものとする。

第3節 物品供給・印刷請負契約

(監督員及び監督補助職員)

第19条 市長は、物品供給、印刷請負及び物件の売渡し（以下「物品供給等」という。）の契約に係る監督員（以下この節において「監督員」という。）を当該物件供給等を担当する課等の長（以下「物品供給等担当課長」という。）が所属職員のうちから指名し、任命する。第42条において準用する第33条の規定に基づく検査員の配置により物品供給等の適正な履行が確保できると認める場合は、この限りでない。

2 第16条において準用する第2条第2項から第5項、第16条第2項の規定は、物品供給・印刷請負契約に係る監督員等について、これを準用する。この場合において、「工事」及び「委託業務」とあるのは「物品供給等」と読み替えるものとする。

(監督員の責務)

第20条 第17条の規定は、物品供給・印刷請負契約における監督員の責務について、これを準用する。この場合において、「委託業務」とあるのは「物品供給等」と読み替えるものとする。

(報告事項)

第21条 監督員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を物品供給等担当課長に報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) 契約者が正当な理由なく契約履行しないとき。
- (2) 契約者が監督員の指示に従わないとき。
- (3) 設計図書等に明示されていない事項が生じたとき。
- (4) 物品供給等が履行期間内に完了する見込みがないとき。
- (5) 契約の解除又は履行の中止を要するとき。
- (6) 天災地変その他の理由により、著しく契約の履行が阻害されたとき。
- (7) その他市長が認めたとき。

第3章 検査員

第1節 工事請負契約

(検査員)

第22条 市長は、工事の請負契約に係る検査員（以下この節において「検査員」という。）として、検査担当課職員及び工事担当課長を任命する。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、市の職員以外の者に検査員の業務を委託することができる。

3 検査担当課の所属する部の長は、必要に応じて所属職員のうちから検査補助職員を指名することができる。

4 検査補助職員は、検査員を補佐し、検査員に事故あるときはその業務を代行する。

5 工事の検査は、当該工事担当課長が検査担当課長に検査の依頼をし、検査担当課職員及び第2項に規定する者が行う。

ただし、検査担当課長が指定した工事については、当該工事担当課長が検査を行うことができる。

(検査員の責務)

第23条 検査員は、検査の執行に当たり、設計図書等及び検査の実施に必要な書類（以下「検査関係書類」という。）及び関係法令に基づいて、厳正な態度をもって綿密かつ公正に行わなければならない。

(検査の種類)

第24条 検査の種類は、出来高検査、完成検査、中間部分検査及び抜き打ち検査とする。

2 出来高検査は、契約者から工事の既成部分に係る部分払の請求があったとき若しくは既成部分を部分使用するとき又は工事等の中止、打切り等により契約を解除し、既成部分の引渡しを受けるときに行う検査とする。

3 完成検査は、工事が完成したときに行う検査とする。この場合において、出来高検査及び中間部分検査において検査した部分（部分引渡を受けたものは除く。）についても必要に応じて検査することができるものとする。

4 中間部分検査とは、第9条第1項に規定する工事の施工に伴い、工事担当課長又は検査担当課長が必要と認めたときに行う検査をいう。

5 抜き打ち検査とは、工事の施工中に施工体制、安全管理及び品質管理等の適正性を確認する検査をいい、別に定める要領に基づいて行う。

(検査依頼)

第25条 工事担当課長は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより、検査担当課長に検査の依頼をしなければならない。

- (1) 工事完成届を受理したとき 速やかに完成を確認し、工事完成検査依頼書により依頼する。
- (2) 工事既成部分払申請書を受理したとき 速やかに出来高を査定し、工事既成部分検査依頼書により依頼する。
- (3) 中間部分検査の必要があると認めた工事の施工のとき 中間部分検査依頼書により依頼する。

(検査日の通知)

第26条 検査担当課長は、出来高検査、完成検査又は中間部分検査の依頼があったときは、速やかに検査の日時を決定し、検査日通知書により契約者に通知しなければならない。

(検査の立会い)

第27条 検査は、次に掲げる者が立ち会って行うものとする。ただし、やむを得ない理由があると検査員が認めたときは、この限りでない。

- (1) 工事担当課長又は工事担当係長相当職
- (2) 監督員又は監督補助職員
- (3) 契約者、現場代理人又は主任（監理）技術者（以下この節において「契約者等」という。）

(検査の執行及び報告)

第28条 検査員は、検査関係書類に基づいて、現場の实地検査及び書類の検査を執行しなければならない

2 検査員は、出来高検査又は完成検査を行ったときは、工事既成部分検査調書又は工事完成検査調書（以下「調書等」という。）を作成しなければならない。ただし、

契約金額が10万円未満の場合は、調書等の作成を省略することができる。

- 3 前項本文の場合において、検査員は当該検査が請負金額500万円以上であるときは、工事成績評定を行い、検査担当課長に調書等を報告しなければならない。
- 4 検査員は、中間部分検査を行ったときは、その結果を工事担当課長に報告しなければならない。
- 5 検査員が、検査を実施するに当たり必要な技術基準及び工事の客観的評価を行う工事成績評定の基準は、別に定める。

(検査の中止)

第29条 検査員は、検査の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当するときは、検査を中止することができる。

- (1) 契約者等が検査に立ち会わないとき。
- (2) 工事の施工状況が検査関係書類と著しく相違しているとき。
- (3) 工事の施工結果に重大な欠陥を発見したとき。
- (4) 検査に必要な書類が提出されないとき又は提示されないとき。
- (5) 契約者等が検査員の職務執行を妨害したとき。

(手直しの指示等)

第30条 検査員は、検査の結果、手直しを要すると認めたときは、契約者に対し所要の指示をしなければならない。

- 2 工事担当課長は、契約者が手直しを完了し、工事完成届を再度提出したときは、当該手直し部分を確認し、検査担当課長に再検査の依頼をしなければならない。ただし、検査員が再検査を要しないと認めた軽微な手直しについては、再検査の依頼を省略するものとする。

- 3 検査員は、前項の依頼を受けたときは、再検査をしなければならない。

(検査結果の通知)

第31条 検査担当課長は、検査の結果を工事担当課長及び契約者に通知しなければならない。

(実地調査)

第32条 検査担当課長は、工事の履行を確認する必要があると認めたときは、随時
実地調査をすることができる。

第2節 委託業務契約

(検査員)

第33条 市長は、委託業務の契約に係る検査員（以下この節において「検査員」という。）を委託業務担当課長が所属する係長相当職以上の職員のうちから指名し、任命する。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、市の職員以外の者に検査員の業務を委託することができる。

3 委託業務担当課長は、必要に応じて所属職員のうちから検査補助職員を指名することができる。

4 検査補助職員は、検査員を補佐し、検査員に事故あるときはその業務を代行する。

(検査員の責務)

第34条 検査員は、検査の執行に当たり、あらかじめ検査関係書類及び関係法令に基づき、厳正な態度をもって綿密かつ公正に行わなければならない。

(検査の種類)

第35条 検査の種類は、出来高検査及び完了検査とする。

2 出来高検査は、契約者から委託業務の既成部分に係る部分払の請求があったとき又は委託業務の中止、打切り等により契約を解除し、既成部分の引渡しを受けるときに行う検査とする。

3 完了検査は、委託業務が完了したときに行う検査とする。

(検査日の通知)

第36条 検査員は、業務完了届又は業務既成部分払申請書の提出があったときは、速やかに検査の日時を決定し、契約者に通知しなければならない。

(検査の立会い)

第37条 検査は、次に掲げる者が立ち会って行うものとする。ただし、やむを得ない理由があると検査員が認めたときは、この限りでない。

(1) 監督員又は監督補助職員

(2) 契約者、業務主任者又は管理技術者（以下この節において「契約者等」という。）

（検査の執行及び報告）

第38条 検査員は、検査関係書類に基づいて、現場の実地検査及び書類の検査を行い、執行の確認をしなければならない。

2 検査員は、完了検査を行ったときは、完了検査調書を作成しなければならない。

ただし、契約金額が10万円未満の場合は、調書の作成を省略することができる。

（検査の中止）

第39条 検査員は、検査の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当するときは検査を中止することができる。

(1) 契約者等が検査に立ち会わないとき。

(2) 委託業務の履行状況が検査関係書類と著しく相違しているとき。

(3) 委託業務の履行結果に重大な欠陥を発見したとき。

(4) 検査に必要な書類が提出されないとき又は提示されないとき。

(5) 契約者等が検査員の職務執行を妨害したとき。

（手直しの指示等）

第40条 検査員は、検査の結果、手直しを要すると認めたときは、契約者に対し所要の指示をしなければならない。

2 検査員は、契約者が手直しを完了し、業務完了届を再度提出したときは、当該手直し事項を確認しなければならない。

（検査事務の一部の省略）

第41条 検査員は、契約の内容を考慮し、この節に定める検査事務の一部を要しないと認めたときは省略することができる。

第3節 物品供給・印刷請負契約

（準用）

第42条 前節（第35条第2項及び第36条を除く。）の規定は、物品供給等について

準用する。この場合において「委託業務」とあるのは「物品供給等」と読み替えるものとする。

第4章 補則

(補則)

第43条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

《平成15年4月1日・制定》

《平成18年4月1日・一部改正》

《平成22年10月1日・一部改正》

《平成23年11月1日・一部改正》

《平成26年3月19日・一部改正》

《令和3年4月1日・一部改正》

第1号様式（第6条関係）

工事打合せ簿

契約番号

発 議 事 項 記 載 欄	工 事 名				契 約 者			
	発 議 者	☐ 発注者 ☐ 契約者		発 議 番 号		発 議	年 月 日	
	発 議 事 項	下記内容を ☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 提出 ☐ 提示 ☐ 報告 ☐ その他[] します。						
	(内容)							
処 理 ・ 回 答 欄	添付図： 葉、その他添付図書：							
	☐ 発 注 者	下記のとおり	☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 通知 ☐ 受理 ☐ 協議 ☐ その他()		します。		年 月 日	
	☐ 契 約 者	下記のとおり	☐ 了解 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 届出 ☐ その他()		します。		年 月 日	
	(内容)							
添付図： 葉、その他添付図書：								

工 事 担 当 課		
係長	監督員	補助監督員

契 約 者	
現場代理人	主任(監理)技術者

(注1)協議の証として本紙を2部作成し、署名等の上、各々保管すること。

(注2)打合せ簿の記録について、監督員及び現場代理人等がもつ権限を超える内容がある場合には、双方代表者へ

(注2)報告するものとし、その内容に疑義等がある場合には、代表者名により書面にて提出すること。

(注2)なお、協議書等の提出のあった相手方は、その提出があった日から14日以内に書面にて回答すること。

年 月 日

段階確認報告書

契約検査課長 殿

工事担当課名

所属長氏名

監督員氏名

次のとおり段階確認を実施し、確認しましたので報告します。

契約工事名				
契 約 者				
立 会 者	現場代理人		主任技術者	
	その他補助員			

確 認 工 種	確 認 細 別	確 認 実 施 項 目	確 認 実 施 日	備 考